

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 六三四

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 六三四(以下、法人という。)の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員等が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第8条 本規定を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席		3,000円
評議員会出席等		3,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長の業務報酬等	5,000円	3,000円
理事の業務報酬等	5,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	5,000円	3,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	10,000円	10,000円	実 費

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。